



鳥取県公報

平成 30 年 6 月 12 日 (火)
第 9 0 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (400) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (401) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (402) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (403) (障がい福祉課) 3
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (404) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (405) (〃) 3
	開発行為に関する工事の完了 (406) (西部総合事務所生活環境局) 3
	土地改良区の役員の就退任 (407) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (11) 5
◇ 教委告示	平成31年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (11) (特別支援教育課) 5
	平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針 (12) (〃) 7
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 9
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 9
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
船木歯科クリニック	米子市西福原11-2	平成30年4月28日
けやき歯科	米子市新開七丁目5-37	平成30年6月1日

2 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
はまなす薬局	米子市富益町1130	平成30年4月1日

鳥取県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
船木歯科クリニック	米子市西福原11-2	平成30年4月27日
船木歯科医院	米子市淀江町淀江692	〃

2 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
はまなす薬局	米子市富益町1130	平成30年3月31日

鳥取県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所	居宅介護事業	居宅介護事業所の	居宅介護事業の種	変更年月日
----	----------	--------	----------	----------	-------

	在地	所の名称	所在地	類	
有限会社倉吉ドラッグ	倉吉市秋喜152-4	西倉薬局	倉吉市秋喜152-4	居宅療養管理指導	平成29年12月8日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
有限会社倉吉ドラッグ	倉吉市秋喜152-4	西倉薬局	倉吉市秋喜152-4	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月8日

鳥取県告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
松本 美八子	東伯郡琴浦町大字赤碕741	まつもと薬局	東伯郡琴浦町大字赤碕1091-5	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年6月6日

鳥取県告示第404号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1	放課後等デイサービス	平成30年5月31日

鳥取県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフ	米子市車尾三丁目11-23	ライフ	米子市車尾三丁目11-23	就労継続支援A型	平成30年6月11日

鳥取県告示第406号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年3月22日 鳥取県指令第201700318995号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津2605
山澤 学志 山澤 彩子

鳥取県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市伯仙土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事	金 澤 明	米子市尾高1676
〃	西 村 洋 志	米子市下郷157-4
〃	大 原 仁 司	米子市日下176-3
〃	田 中 稔	米子市日下331-1
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	井 上 修 美	米子市石州府698
〃	石 崎 満	米子市石州府434-2
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	佐 藤 基	米子市福万694
〃	金 本 卓	西伯郡伯耆町押口171
監事	松 岡 活 志	米子市日下295
〃	野 坂 宗 徳	米子市石州府454

平成30年3月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	金 澤 明	米子市尾高1676
〃	西 村 洋 志	米子市下郷157-4
〃	大 原 仁 司	米子市日下176-3
〃	田 中 稔	米子市日下331-1
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	石 崎 満	米子市石州府434-2
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	井 上 修 美	米子市石州府698
〃	佐 藤 基	米子市福万694
〃	井 本 達 彦	西伯郡伯耆町押口160-1
監事	松 岡 活 志	米子市日下295
〃	高 橋 敦 美	米子市石州府431

平成30年3月15日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成30年6月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
1 略		1 略																			
2 老人ホーム		2 老人ホーム																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ふしの白寿苑（ユニット型）</u></td> <td><u>鳥取市伏野1771-36</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		<u>ふしの白寿苑（ユニット型）</u>	<u>鳥取市伏野1771-36</u>	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>三津白寿苑</u></td> <td><u>鳥取市三津869-7</u></td> </tr> <tr> <td><u>三津白寿苑（ユニット型）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		<u>三津白寿苑</u>	<u>鳥取市三津869-7</u>	<u>三津白寿苑（ユニット型）</u>		略		
施設名	所在地																				
略																					
<u>ふしの白寿苑（ユニット型）</u>	<u>鳥取市伏野1771-36</u>																				
略																					
施設名	所在地																				
略																					
<u>三津白寿苑</u>	<u>鳥取市三津869-7</u>																				
<u>三津白寿苑（ユニット型）</u>																					
略																					
3・4 略		3・4 略																			

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第11号

平成31年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次の方針により実施する。

平成30年6月12日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

平成31年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

（1）幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあっては、4歳児又は5歳児とする。

（2）高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成31年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成31年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成31年2月21日（木）から同月25日（月）までの日とする。

受付時間は、平成31年2月21日（木）及び22日（金）については午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）については午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成31年3月6日（水）

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成31年3月15日（金）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成31年2月21日（木）から同月25日（月）までの日とする。

受付時間は、平成31年2月21日（木）及び22日（金）については午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）については午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成31年3月6日（水）

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を平成31年3月12日（火）に実施する。

ウ 検査内容

学力検査・適性検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成31年3月15日（金）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成31年3月20日（水）及び22日（金）とする。

受付時間は、平成31年3月20日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成31年3月25日（月）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成31年3月26日（火）

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第12号

平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成30年6月12日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

(1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒

(2) 就労による社会的自立をめざす生徒

(3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）

(2) 平成31年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成30年11月14日（水）から同月16日（金）までとする。

受付時間は、平成30年11月14日（水）及び15日（木）については午前9時から午後4時30分までとし、同月16日（金）については午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成30年12月6日（木）及び7日（金）（ただし、面接は、平成30年12月7日（金）とする。）

なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を平成30年12月12日（水）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。

検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成30年12月18日（火）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成31年1月7日（月）までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成31年1月16日（水）及び17日（木）とする。

受付時間は、平成31年1月16日（水）については午前9時から午後4時30分までとし、同月17日（木）については午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成31年1月23日（水）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成31年1月29日（火）

5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

公 告

平成30年3月30日付鳥取県公報第8988号で公告した（仮称）TSUTAYA米子東福原店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成30年6月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年7月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成30年7月23日 午後1時から午後 4時まで	"	"	"	"

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年7月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年7月10日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
平成30年7月17日 午前10時から午後	"	"	"	"

2時30分まで				
平成30年7月24日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年7月31日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年7月31日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察組織犯罪対策情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札及び企画提案説明書（以下「入札説明書」という。）による。

(3) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成31年3月29日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成31年4月1日（月）から平成38年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、(1)に掲げる業務に係る1月当たりの賃借料を入札書に記載すること。

なお、1月当たりの賃借料には、次に掲げる費用の合計額を(3)のイの期間（84月）で月割りした額を含むこと。

(ア) システム設計（基本設計・詳細設計）

(イ) ソフトウェアの調達・導入・設定

(ウ) システムの構築

(エ) 試験運用

(オ) 利用者説明

(カ) 操作説明書の提供

(キ) 賃貸借期間満了後における借入物件の撤去、処分その他の費用

(ク) 賃貸借期間の保守料

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者若しくは共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年6月12日（火）から平成30年7月23日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年6月12日（火）から平成30年7月23日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年6月12日（火）から平成30年7月23日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条の規定による参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年6月18日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

キ 本件入札に係る(2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者又は(3)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、エ、カ及びクの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するもので、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するもので、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年6月18日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

(3) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のア、イ、ウ、エ、カ及びクの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1者以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年6月18日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後のかし担保責任
- (サ) その他必要な事項

カ 各構成員が、本件入札に係る(1)の単独企業又は(2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成30年6月12日(火)から同月19日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成30年7月23日(月)午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

なお、郵送等による場合は、提出期限までに提出場所へ必着のこと。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に、平成30年6月25日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める様式第5号及び企画提案書等(以下「企画提案書等」という。)を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に84を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 最優秀提案者の選定及び落札者の決定方法等

(1) 最優秀提案者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

なお、入札参加者が1者のみの場合は、性能点が満点に対し過半数点以上で、かつ、予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を落札者として選定する。

(3) 性能点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 最優秀提案者を選定したときは、その結果を全ての企画提案者に通知する。

(5) 通知の内容は、審査委員会が必要と認める事項とする。

(6) 審査結果の公表については、審査委員会の決定に基づいて行う。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札費用の負担

この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 書類の取扱い

企画提案者から提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの入札以外の用途には使用しないこととする。

(5) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、企画提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Information management system against organized crime : 1 set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : June 25, 2018, 5:00 PM
- (3) Time-limit for the submission of tenders : July 23, 2018, 5:00 PM
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : July 23, 2018, 5:00 PM
- (4) Please contact : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL +81-857-23-0110